

～労働安全衛生法改正～

『ストレスチェック義務化～職場での対策ポイント』

◆日 時:2015年5月16日(土) 14時～17時

◆場 所:サムティフェイム新大阪 4階G会議室

大阪市淀川区西中島6-5-3 TEL06-6885-9000

(地下鉄御堂筋線『西中島南方駅』、阪急京都線『南方駅』徒歩5分、JR『新大阪駅』徒歩10分)

◆講師:平岡 正弘 氏(中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター 健康快適推進室 室長)

※2単位申請中

産業現場におけるメンタルヘルス対策としては、平成30年3月までの5年間を計画期間とする「第12次労働災害防止計画」が平成25年4月に策定され、労働災害死亡者数や休業4日以上の死傷者数の15%以上の減少を目標数値として掲げ、誰もが安心して働くことができる社会を旨として取り組みが進められています。

そうした中、「労働者のメンタルヘルス不調の未然防止、労働者自身のストレスへの気づきを促す、ストレスの原因のとなる職場環境の改善につなげる」ことを目的に、平成26年6月に「労働安全衛生法」が改正され、本年12月1日より、従業員50人以上の事業者に対し、「ストレスチェック」の実施が義務化(50人未満の事業所は、当面努力義務)されました。

今後、ストレスチェック制度の具体的な運用方法について、説明会や研修が行われていく予定となっています。今回は、職場で実践的な対策を推進してこられた広岡正弘氏より、労働行政の最新の動向や、産業現場における対策のポイントを学びたいと思います。

ぜひこの機会に奮って参加され、皆さんのこれからの活動の気づきとされますようご案内申し上げます。